

議案第120号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2係船料（岸壁，物揚場，棧橋及び浮棧橋に係る使用料をいう。）の項を次のように改める。

係船料（岸壁，物揚場，棧橋及び浮棧橋に係る使用料をいう。）	(1) 定期航路船（(2)に掲げる船舶を除く。） ア 同一係留施設を1日2回以内使用する場合 1回ごとに (イ) 係留時間2時間未満のとき， 総トン数1トンにつき (イ) 係留時間2時間以上のとき， 24時間までごとに，総トン数1トンにつき イ 同一係留施設を1日3回以上使用する場合 総トン数1トンにつき，1日	1円89銭  2円78銭  5円42銭	
	(2) 定期航路船（鹿児島港本港区北ふ頭浮棧橋，鹿児島港中央港区マリポート浮棧橋及び桜島港浮棧橋に係留する船舶に限る。） 1日につき	1,300円	
	(3) 定期航路船以外の船舶（(4)に掲げる船舶を除く。） 1回ごとに ア 係留時間12時間以下のとき， 総トン数1トンにつき イ 係留時間12時間を超え24時間以下のとき，総トン数1トンにつき ウ 係留時間24時間を超えるとき，	3円91銭 (3円59銭) 5円20銭 (4円78銭) 5円20銭（4	(1) 外航船舶 (国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶をいう。)にあつて

	総トン数1トンにつき	円78銭)に24 時間を超える 係留時間12時 間までごとに 2円61銭(2 円39銭)を加 算した額	は、括弧書の 料金とする。 (2) 官公署用船 舶又は20トン 未満の船舶は、 無料とする。
	(4) 定期航路船以外の船舶(鹿児島 港本港区北ふ頭浮棧橋、鹿児島港 中央港区マリポート浮棧橋及び 桜島港浮棧橋に係留する船舶に限 る。) 1日につき	1,900円	

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

(提案理由)

定期航路船に係る鹿児島港本港区北ふ頭等の浮棧橋の使用料の額を定めるため、所要の改正をしようとするものである。